

参 考 资 料

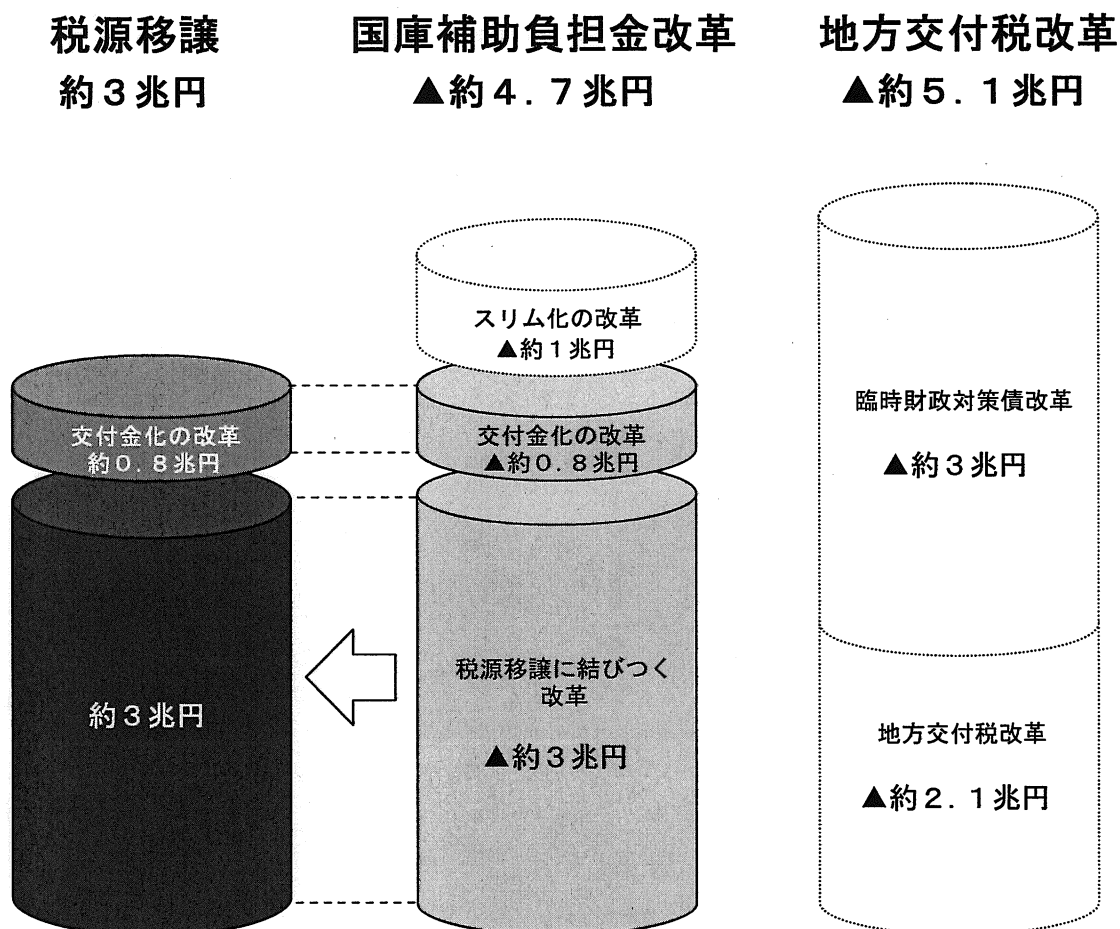
目 次

1	地方税財政制度改革	
	三位一体の改革の全体像	1
	国庫補助負担金改革	1
	税源移譲	2
	財政調整の効果	3
	地方税の充実	4
	地域格差	5
	(大都市東京の財政需要)	
	機能の集中に伴う膨大な財政需要	6
	大都市に顕著な需要	8
	世界都市としての需要	10
2	基幹税の当面の課題	
	個人所得課税を取り巻く状況	12
	課税ベースの縮小	14
	法人の負担	15
	地方法人課税の税収	16
	法人事業税の外形標準課税	17
3	東京の環境税制	
	都独自の環境税制	18
	都の気候変動対策、緑施策の取組状況	20

1 地方税財政制度改革

三位一体の改革の全体像

・ 三位一体の改革では、3年度間で、国庫補助負担金の見直し(△約4.7兆円)、地方交付税の総額抑制(△約5.1兆円)、税源移譲(約3兆円)が行なわれた。



注 端数処理の関係で、合計が合わないことがある。

国庫補助負担金改革

・ 三位一体の改革における補助金改革の主な内容は、地方の自主性の拡大につながる国庫負担率の引下げ等であった。

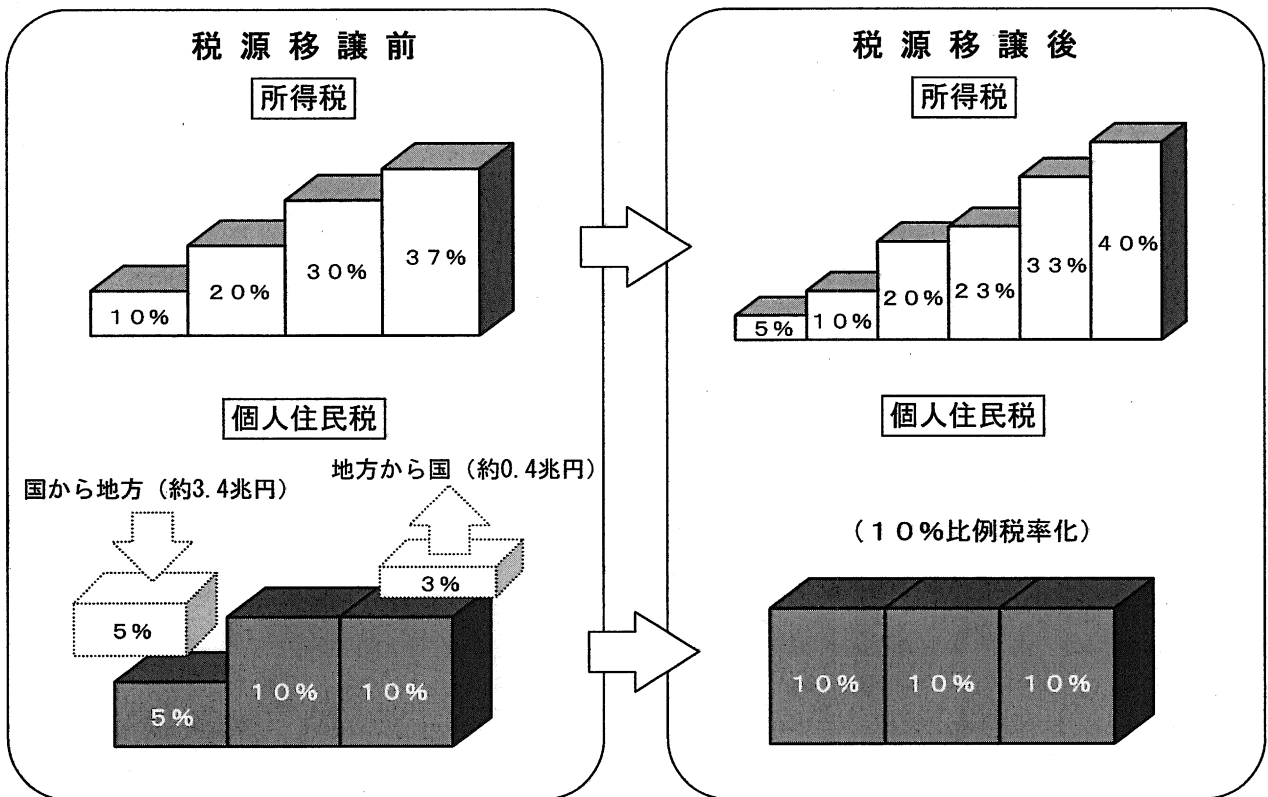
○対象となった国庫負担金のうち主なもの

・ 義務教育費国庫負担金	国庫負担率	1/2	→	1/3
・ 児童扶養手当国庫負担金	国庫負担率	3/4	→	1/3
・ 児童手当国庫負担金	国庫負担率	2/3	→	1/3
・ 介護給付費等負担金	国庫負担率	25%	→	20%

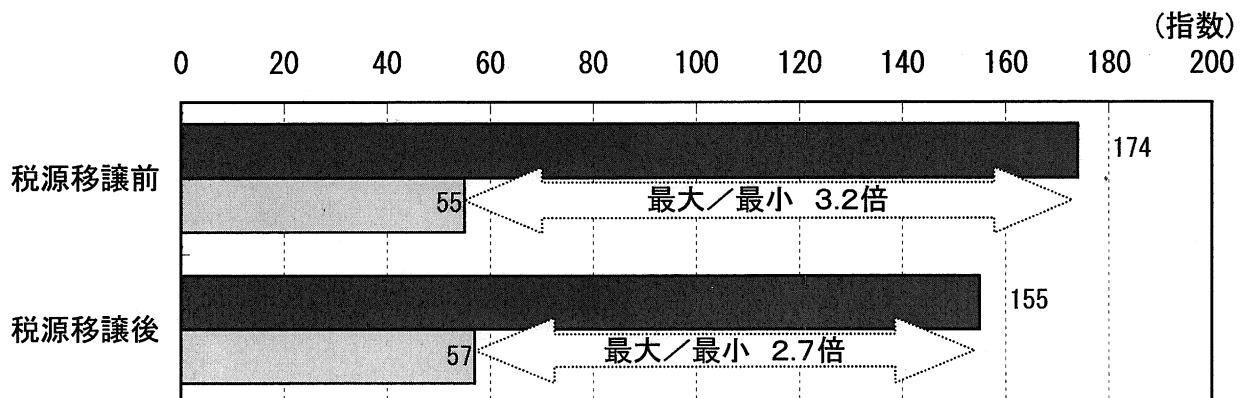
税源移譲

- ・ 所得税から個人住民税に3兆円の税源移譲が行われた。
- ・ 個人住民税率のフラット化により、人口一人当たりの「最大/最小」倍率は、移譲前の3.2倍から移譲後は2.7倍と縮小し、偏在が是正された。

<所得税から個人住民税への税源移譲>



<比例税率化による偏在是正効果>

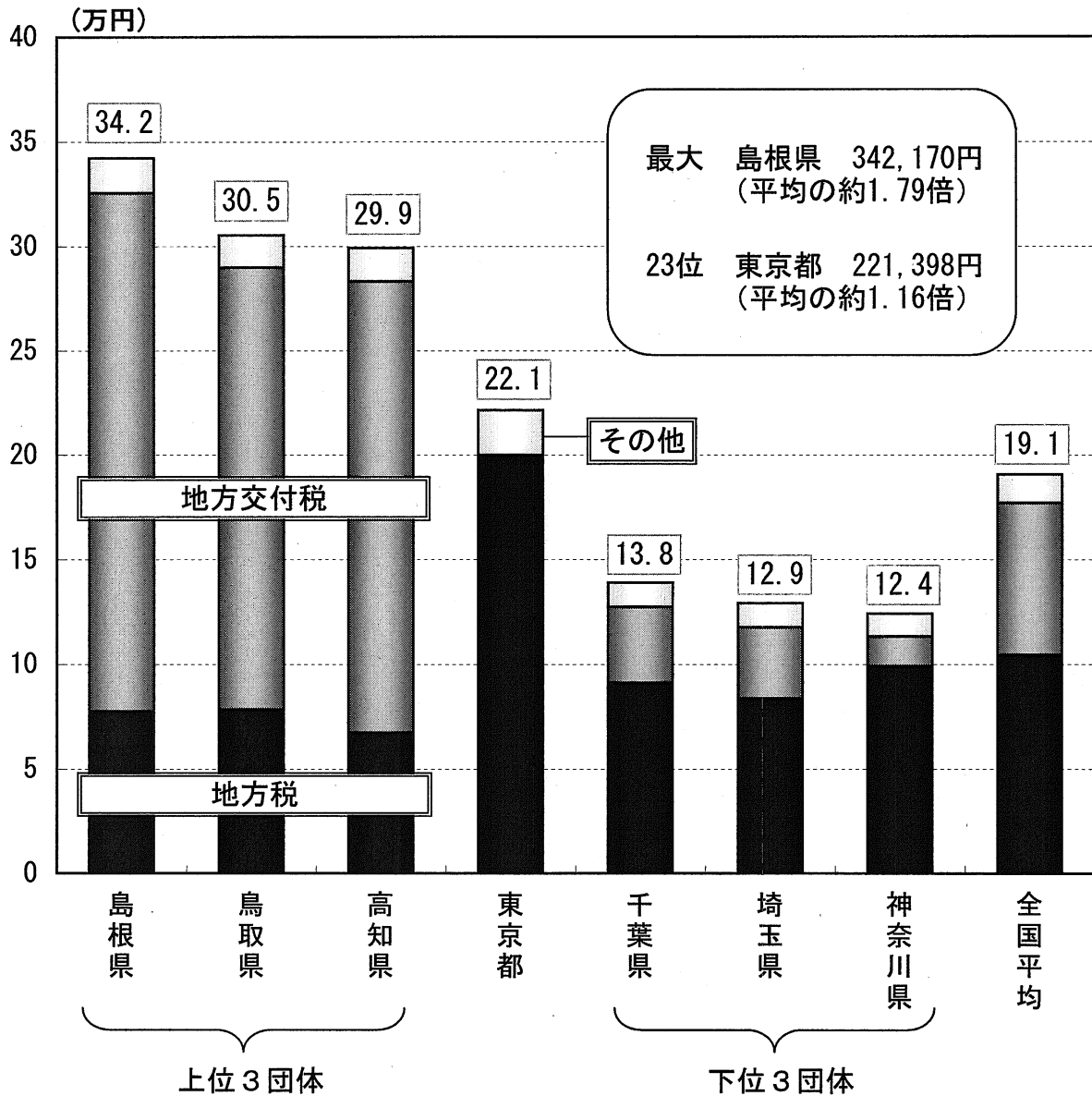


- 注1 「政府税制調査会資料」により作成。
- 2 一人当たり道府県民税所得割・市町村民税所得割の税込額合計の全国平均を100とした指数である。
- 3 一人当たり税込額の算出は、平成17年国勢調査人口による。
- 4 現行税収の一人当たり税込額は、平成16年度決算見込額から算出している。
- 5 比例税率化後の一人当たり税込額は、理論的に計算した、平成18年度所得譲与税の譲与基準である税源移譲見込額に基づき、算出している。
- 6 比例税率化により指数が上昇する都道府県域はもちろん、指数が低下する都道府県域にあっても税収増となる。

財政調整の効果

- ・ 地方自治体間の財政調整は、税金と財政需要の両方を見ることができる地方交付税で行なうべきである。
- ・ 地方交付税による財政調整の結果、一人当たりの一般財源でみると、東京都は、第23位、全国平均の1.16倍である。

〈一般財源の人口一人当たり額の状況(平成17年度決算)〉



注1 「地方財政白書」(総務省)により作成。

2 地方税の額は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金として市町村に交付する額を除いたものである。

3 東京都の地方税については、上記交付金の他に特別区財政調整交付金、東京都が徴収した市町村税相当額を除いたものである。

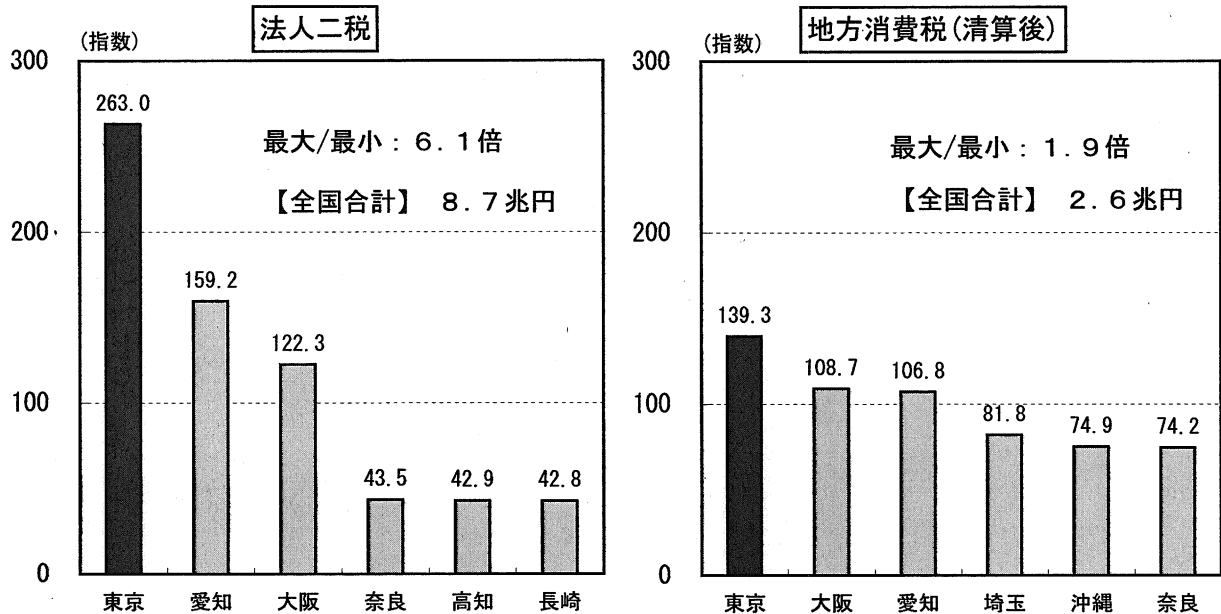
4 人口一人当たり額は、平成18年度3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た値である。

5 端数処理の関係で合計が合わないことがある。

地方税の充実

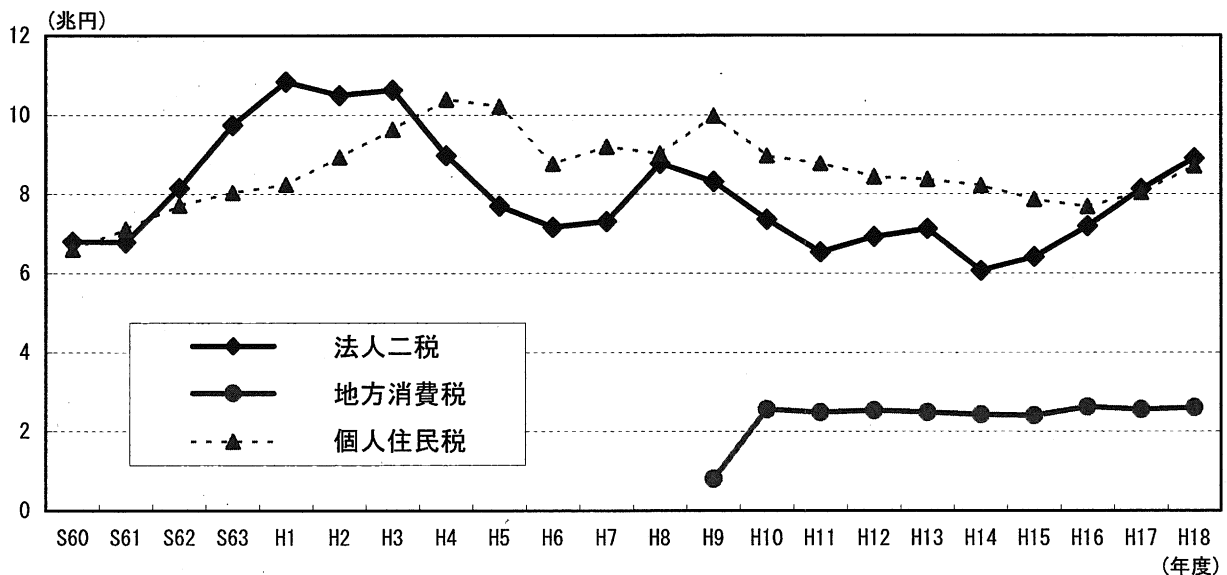
- ・ 国と地方の歳出純計に占める割合（4：6）と、租税総額に占める国税と地方税の割合（6：4）には大きな乖離がある。
- ・ 地方消費税は、税収が安定的かつ偏在が小さいなど、地方税にふさわしい税であり、分権改革の次のステップは、消費税から地方消費税への税源移譲である。

〈人口一人当たりの税収比較(平成18年度決算見込)〉



- 注1 「政府税制調査会資料」により作成。
 注2 全国平均を100とした指数である。
 注3 各税目ごとに上位3団体と下位3団体を掲載。
 注4 「最大/最小」の倍率は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

〈地方税税目別収入額の推移〉

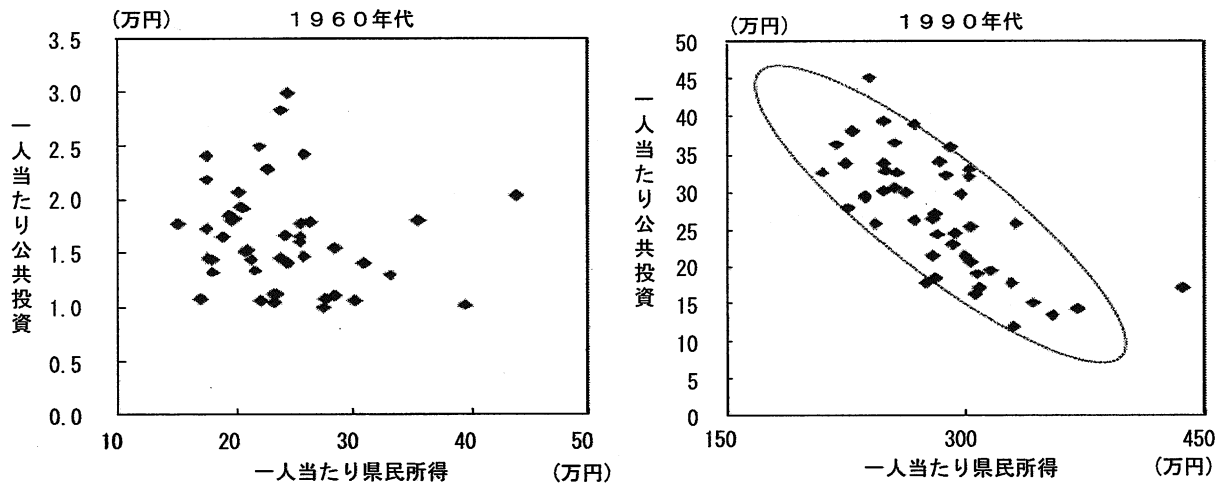


- 注1 「地方税に関する参考計数資料」（総務省）及び「平成18年度地方税収入決算見込額」（平成19年7月6日総務省報道資料）により作成。
 注2 法人二税の税収額は、法人県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。
 注3 平成17年度までは決算額、平成18年度は決算見込額(地方財政計画額ベース)である。

地域格差

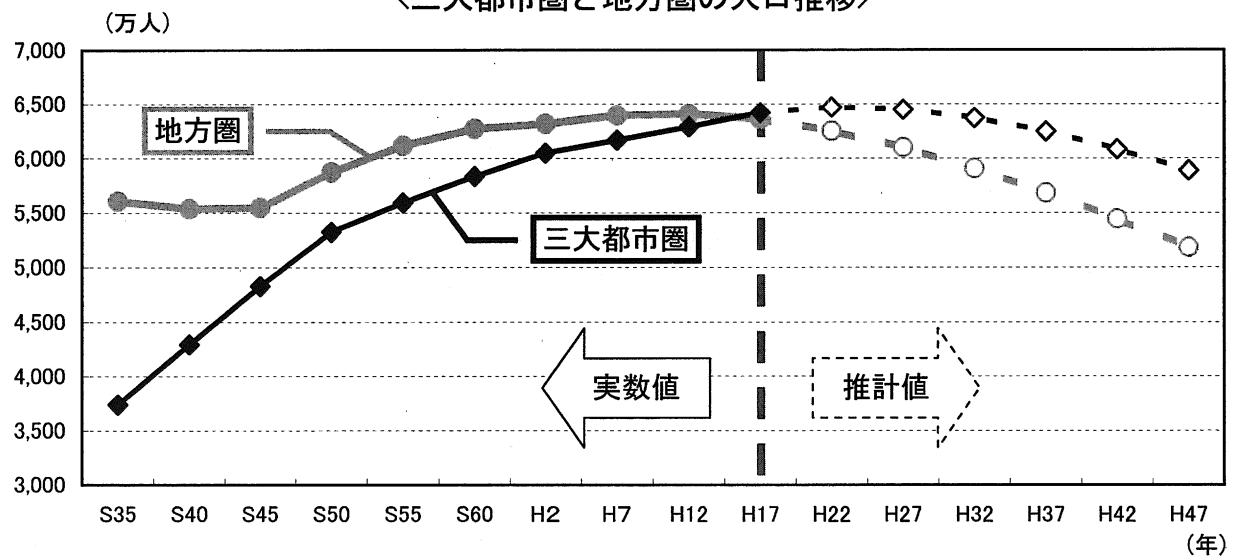
- ・ 1990年代においては、一人当たり県民所得の低いところほど行政投資が大きく、公共事業が雇用維持や所得格差是正の役割を果たしていたとの指摘がある。
- ・ 地域格差の解消のためには、真の自立化につながる地域活性化策が不可欠である。

〈所得の低い地域ほど公共事業への依存が高まっている〉



- 注1 「構造改革評価報告書2」(内閣府)及び、「県民経済計算」(内閣府)による。
 2 各都道府県の一人当たり県民所得と公共投資との相関について1960年代、1990年代それぞれの平均値をプロットしたもの。
 3 公共投資＝一般政府総固定資本形成。

〈三大都市圏と地方圏の人口推移〉

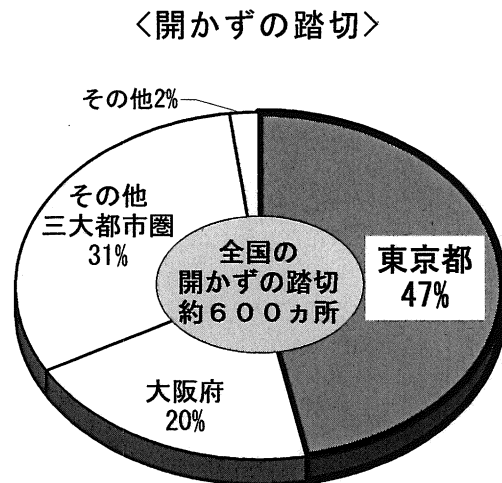
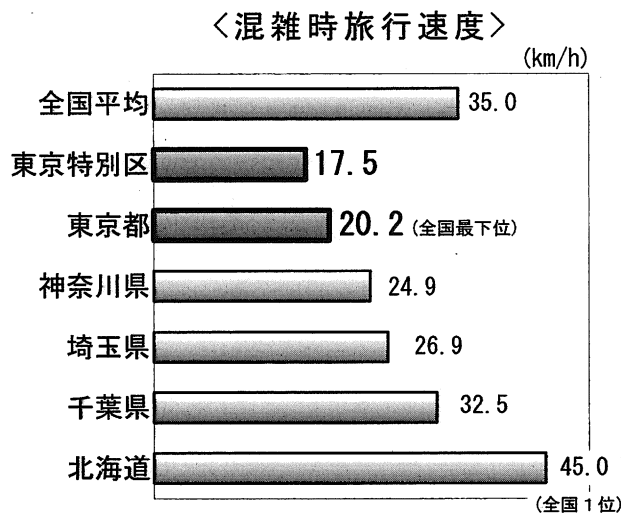


- 注1 平成17年までは「国勢調査」(総務省)、平成22年以降は「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)について」(国立社会保障・人口問題研究所)による。
 2 三大都市圏は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、名古屋圏(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)、大阪圏(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)である。
 3 地方圏は三大都市圏以外の道県の合計である。

大都市東京の財政需要

機能の集中に伴う膨大な財政需要

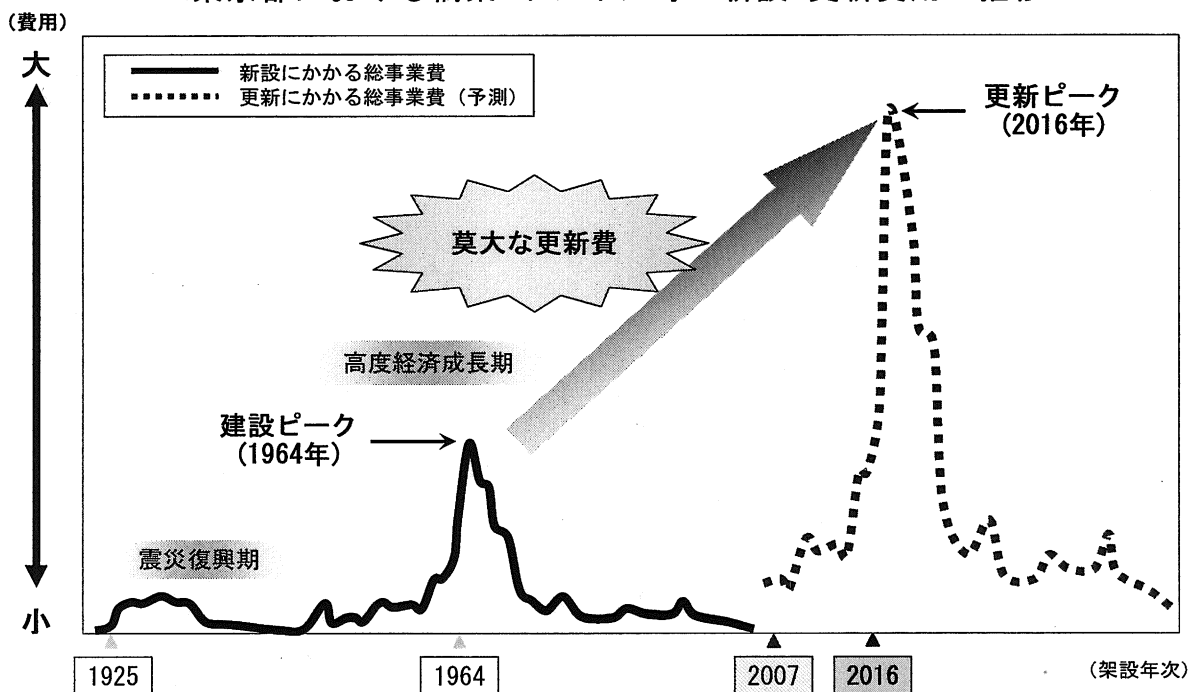
- ・ 東京は、1,300万都民が暮らすとともに、300万人超もの昼間流入人口を抱えている。
- ・ これに伴い、交通渋滞解消のためのインフラ整備、老朽化した社会資本の更新、都市型水害や震災対策など災害対策、ヒートアイランド対策など、財政需要も膨大なものとなっている。



注1 国土交通省資料及び「平成11年度道路交通センサス」(国土交通省)により作成。
 2 混雑時旅行速度とは、朝または夕方いずれかのラッシュ時間帯に混雑方向に実走行した際の平均速度である。

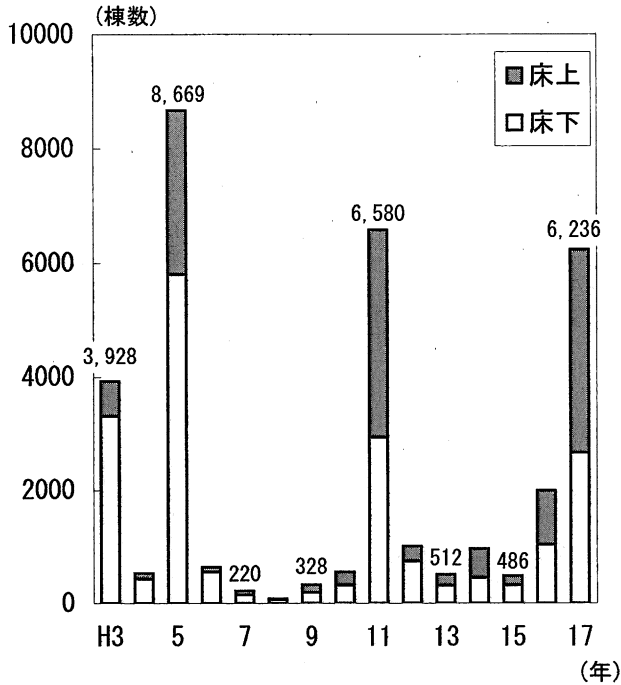
注1 「踏切交通実態総点検」(平成19年4月 国土交通省)により作成。
 2 開かずの踏切とは、ピーク1時間当たりの遮断時間が40分以上の踏切である。

〈東京都における橋梁・トンネル等の新設・更新費用の推移〉



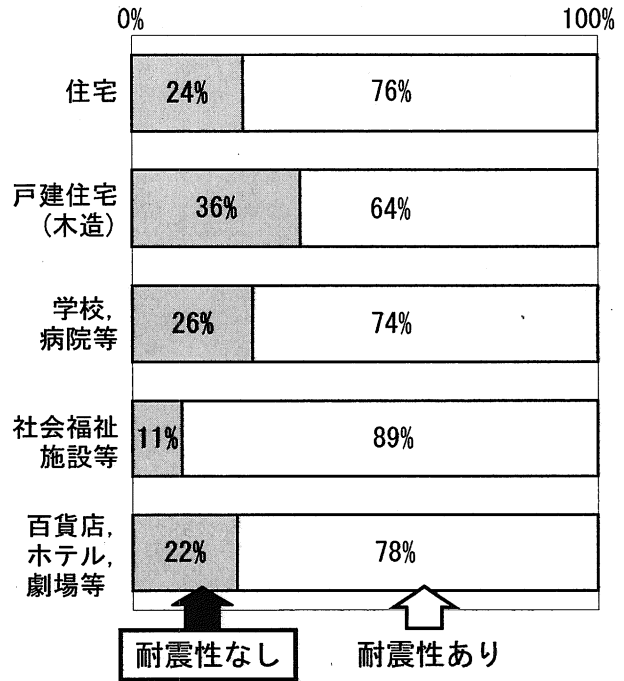
注 「東京都建設局概要2005」により作成。

〈東京都における浸水棟数〉



注 「過去の被害記録」(東京都)により作成。

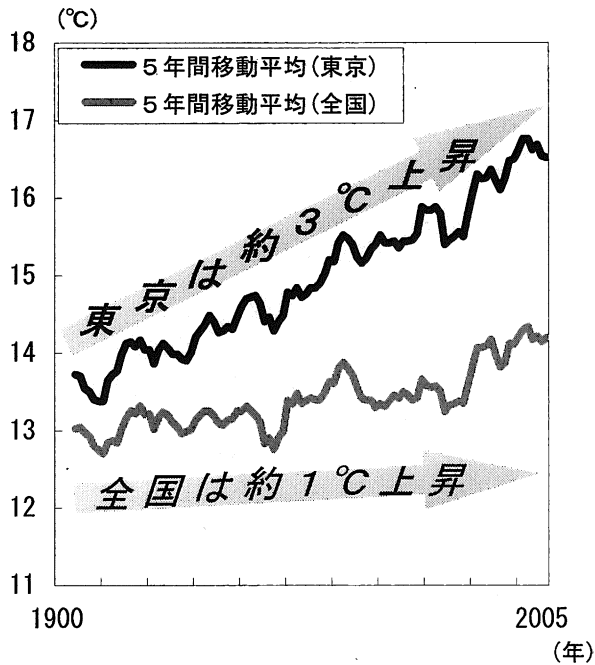
〈東京都の建物の耐震化の現状〉



注1 「東京都耐震改修促進計画(平成19年3月)」(東京都)により作成。

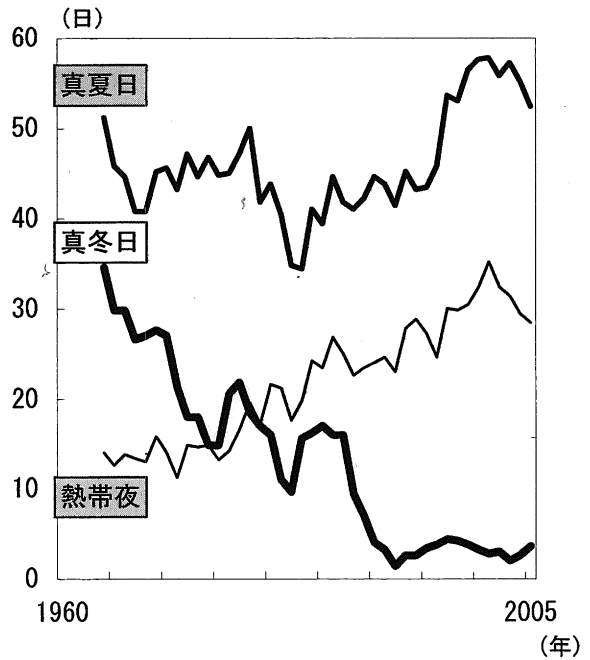
2 住宅は、平成15年度住宅・土地統計調査等を基に、住宅以外は、平成17年度の特種建築物等定期調査報告を基に国の耐震化率の推計方法に準じて算定した推計値である。

〈東京と全国の平均気温の推移〉



注1 「東京都環境白書2006」(東京都環境局)、「気象統計情報」(気象庁)により作成。
2 全国平均気温は気象庁資料を参考に17地点のデータより算出。

〈東京の気候変動の推移〉



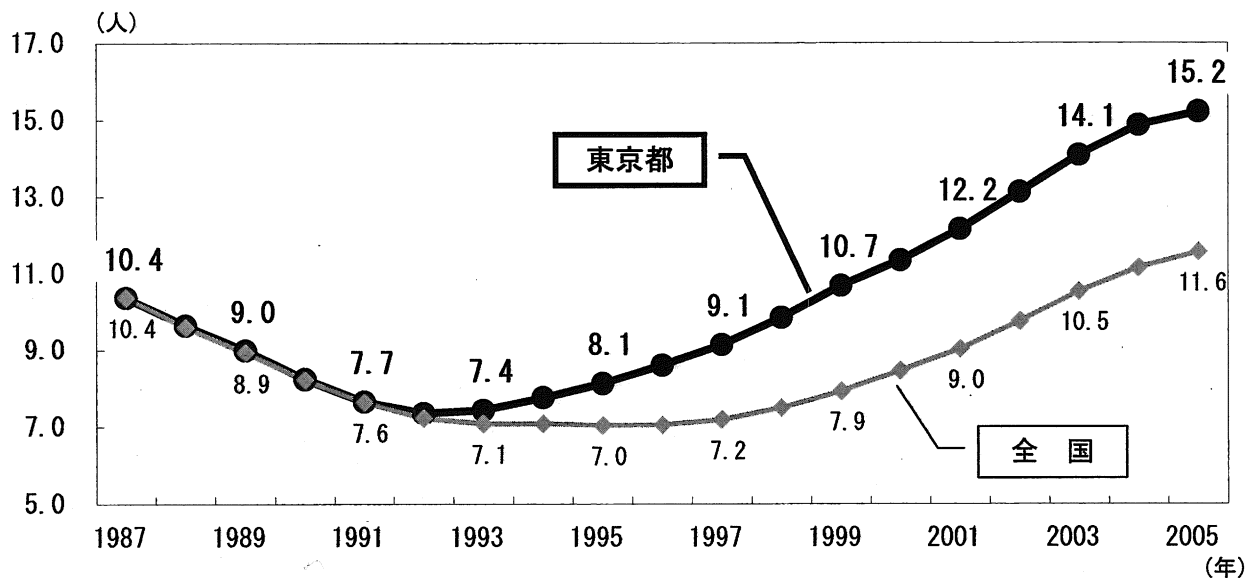
注1 「気象統計情報」(気象庁)により作成。

2 各グラフは5年間の移動平均である。

大都市に顕著な需要

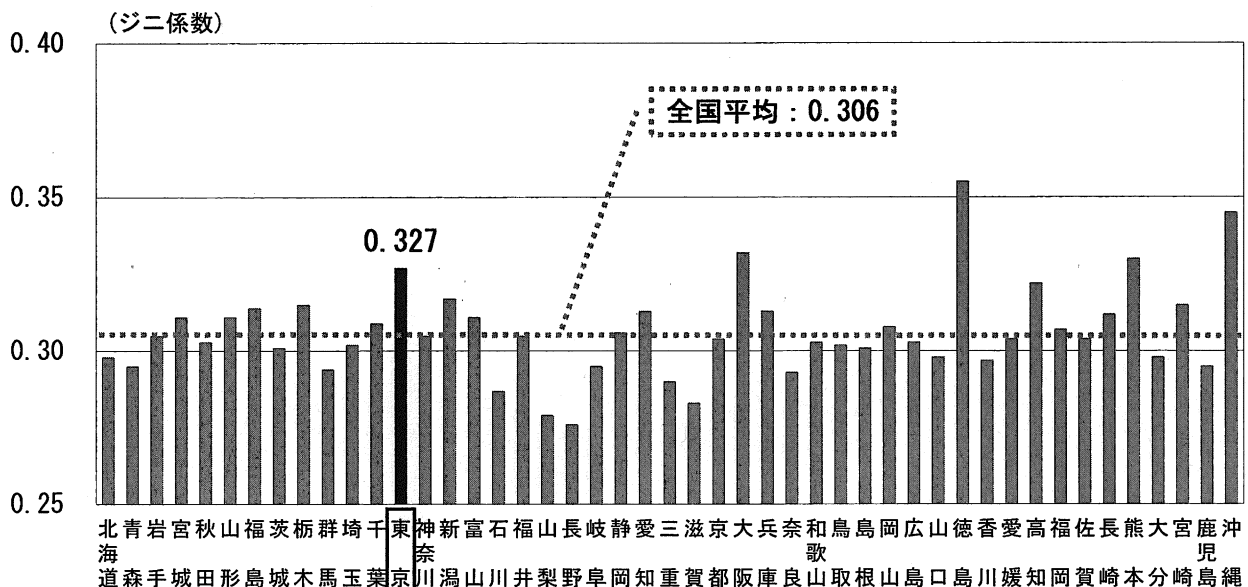
- ・ 東京には、例えばワーキングプアや単身高齢者世帯の増大など、大都市ゆえに先行的に現れる現象や、顕著に現れている課題がある。
- ・ 低所得層への福祉施策や就労対策など自立化支援、治安対策、高齢者対策、少子化対策などにおいて、先駆的な取組が求められている。

〈全国と東京都の生活保護被保護実人員(月平均人口千人当たり)〉



注 「社会生活統計指標」(総務省)により作成。

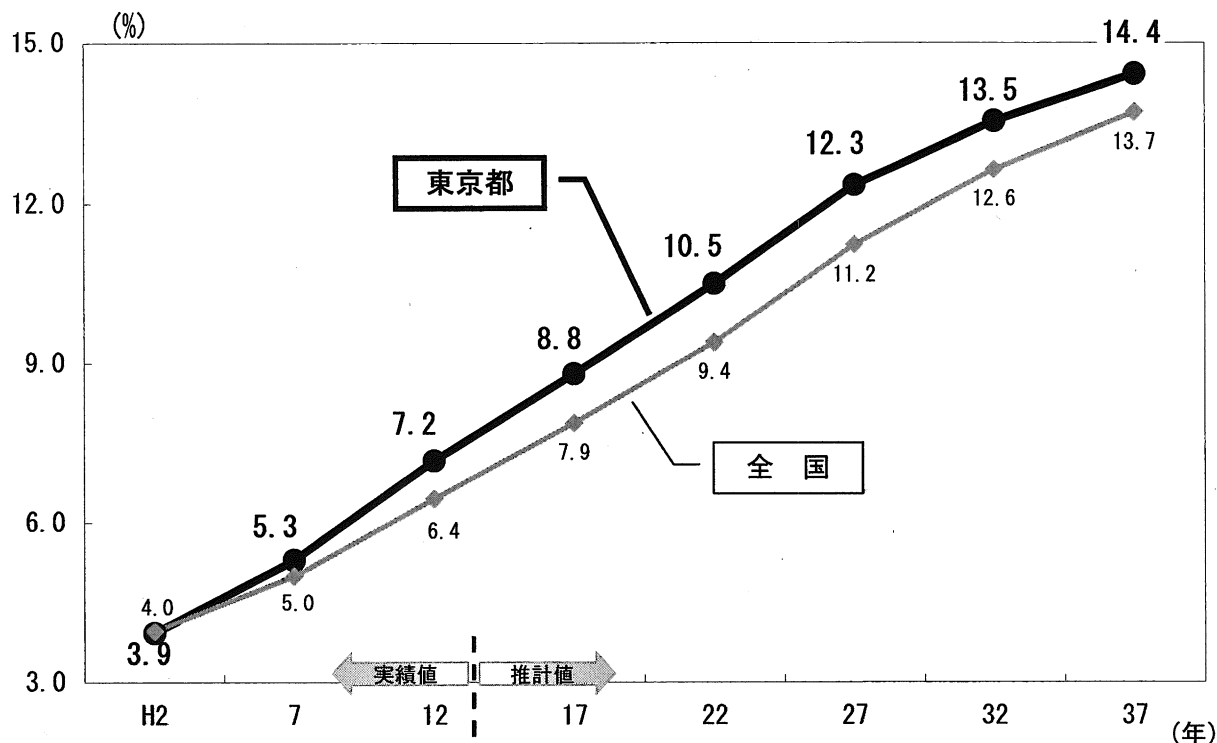
〈東京都は、ジニ係数が全国平均よりも高い〉



注1 ジニ係数とは、所得格差の指標の1つで、その値が低いほど所得格差が少ない。

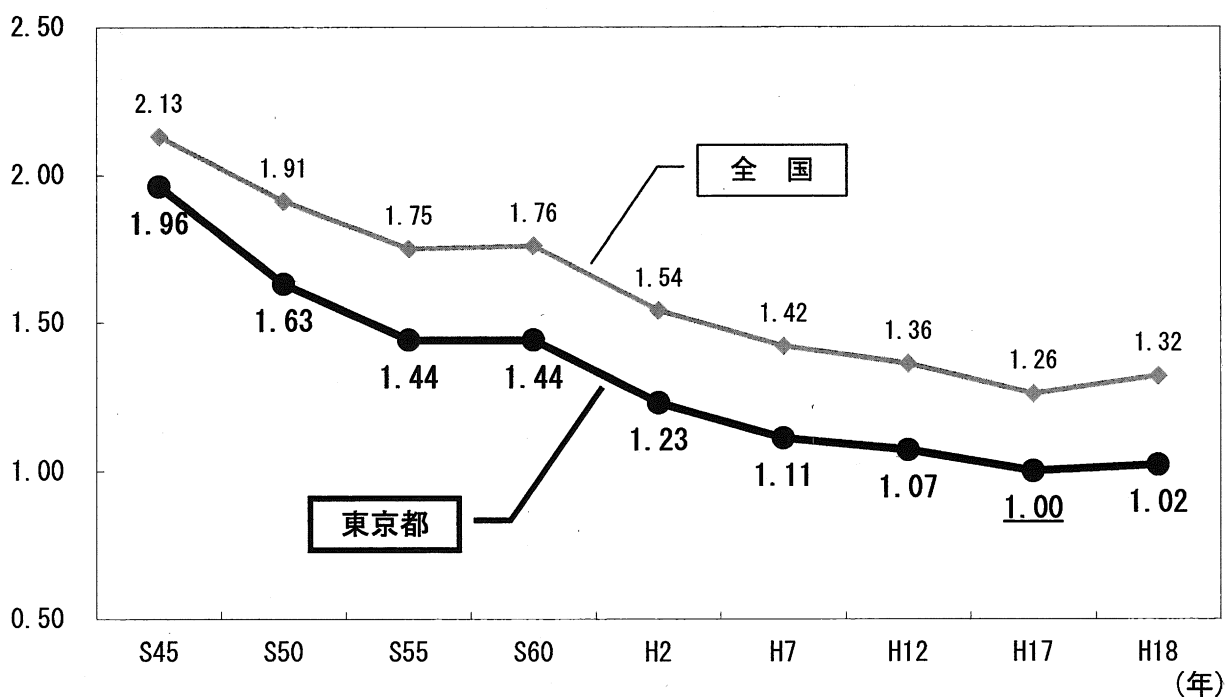
2 「16年版全国消費実態調査報告」(総務省)により、東京都主税局が試算した。

〈単身高齢者世帯の割合の将来推計〉



注1 平成12年までは「国勢調査」(総務省)、平成17年以降は、「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」及び「日本の世帯数の将来推計(平成17年8月推計)」(いずれも国立社会保障・人口問題研究所)により作成。
 2 単身高齢者世帯の割合は、全一般世帯数に占める割合である。

〈合計特殊出生率の推移〉

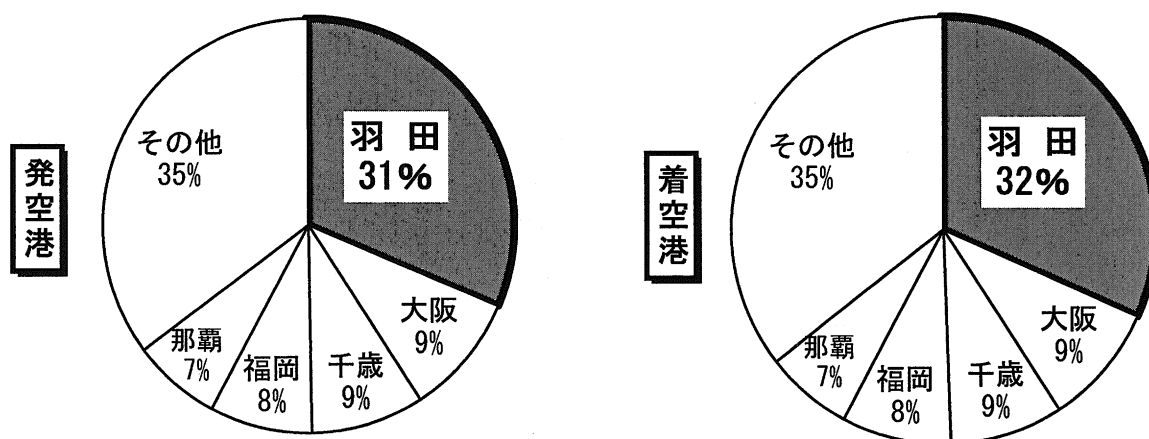


注 平成17年までは「人口動態統計年報(平成17年)」(東京都福祉保健局)、平成18年については、「平成18年度人口動態統計月報統計(概数)の概況」(厚生労働省)により作成。

世界都市としての需要

- ・ グローバル化が進展する中、東京は、世界都市として、日本を牽引する役割を有している。
- ・ 東京の港湾や空港の整備、外国人観光客・留学生の受け入れ体制の整備等は、日本全体の活力維持のためにも不可欠である。

〈国内航空便利用者の3割以上は羽田空港に集中〉



注1 「航空輸送統計年報(平成17年度)」(国土交通省)により作成。

2 表示単位未満四捨五入により、合計と内訳が一致しない場合がある。

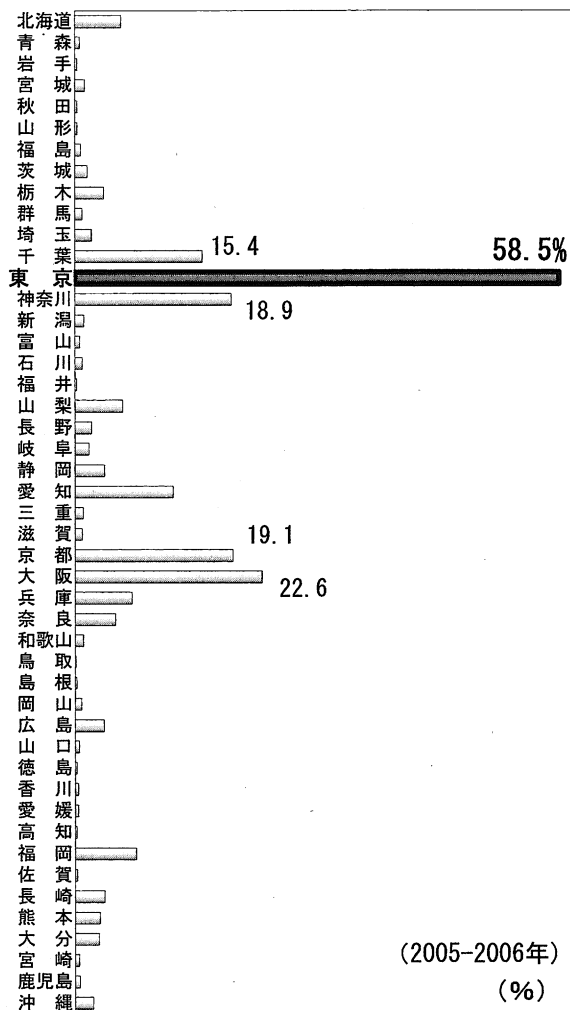
〈世界の港湾別コンテナ個数ランキングの推移〉

※ 1 TEU=20フィートコンテナ1個

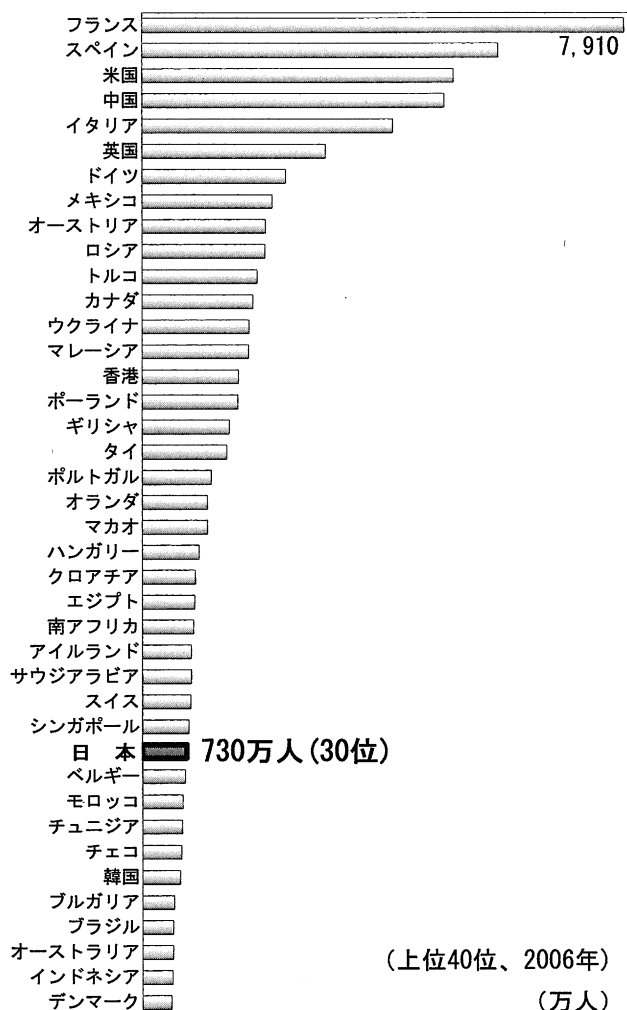
1976(昭和51)年			1990(平成2)年			2004(平成16)年		
順位	港湾名	万TEU	順位	港湾名	万TEU	順位	港湾名	万TEU
1	ニューヨーク・ニュージャージー	172	1	シンガポール	522	1	香港	2,193
2	神戸	125	2	香港	510	2	シンガポール	2,133
3	ロッテルダム	122	3	ロッテルダム	367	3	上海	1,455
4	香港	103	4	高雄(台湾)	350	4	深圳(中国)	1,366
5	サンファン(プエルトリコ)	88	5	神戸	260	5	釜山	1,143
...
8	東京	47
...	13	東京	156
...	19	東京	336

注 「10年後の東京」(平成18年12月 東京都)により作成。資料は、1976,1990年は「Containerization International Yearbook 1976-1990」、2004年は「The World's Top 100 Container Ports」(2005年8月 A Cargo Systems Supplement)。

〈外国人旅行者の都道府県別訪問率〉



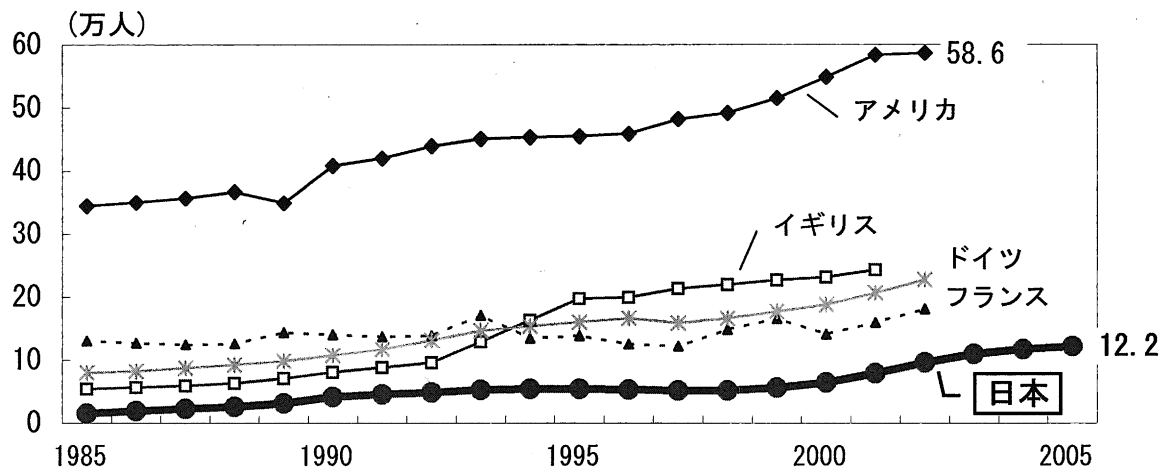
〈世界各国・地域への外国人訪問者数〉



注1 「訪日外国人旅行者調査2005-2006」(国際観光振興機構)により作成。
 2 複数回答のため、総計は100%に合致しない。

注1 国際観光振興機構ホームページにより作成。
 2 2007年6月時点の暫定値である。なお、一部の国・地域は2006年の数値が不明なため、2005年の数値を利用した。

〈主要国における留学生受入数の推移〉



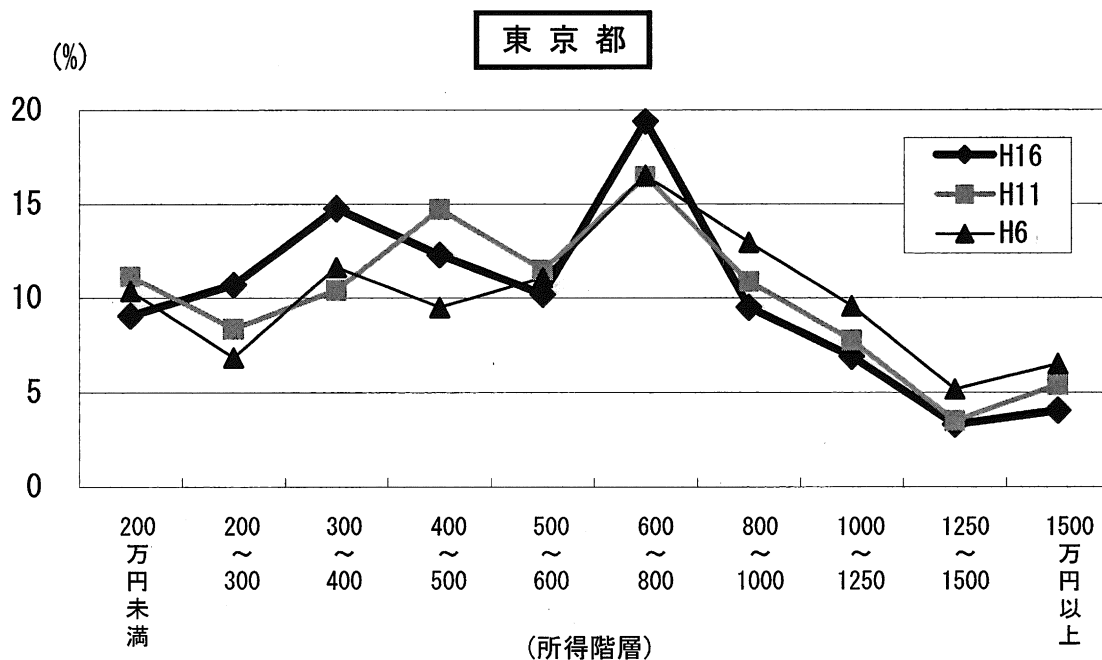
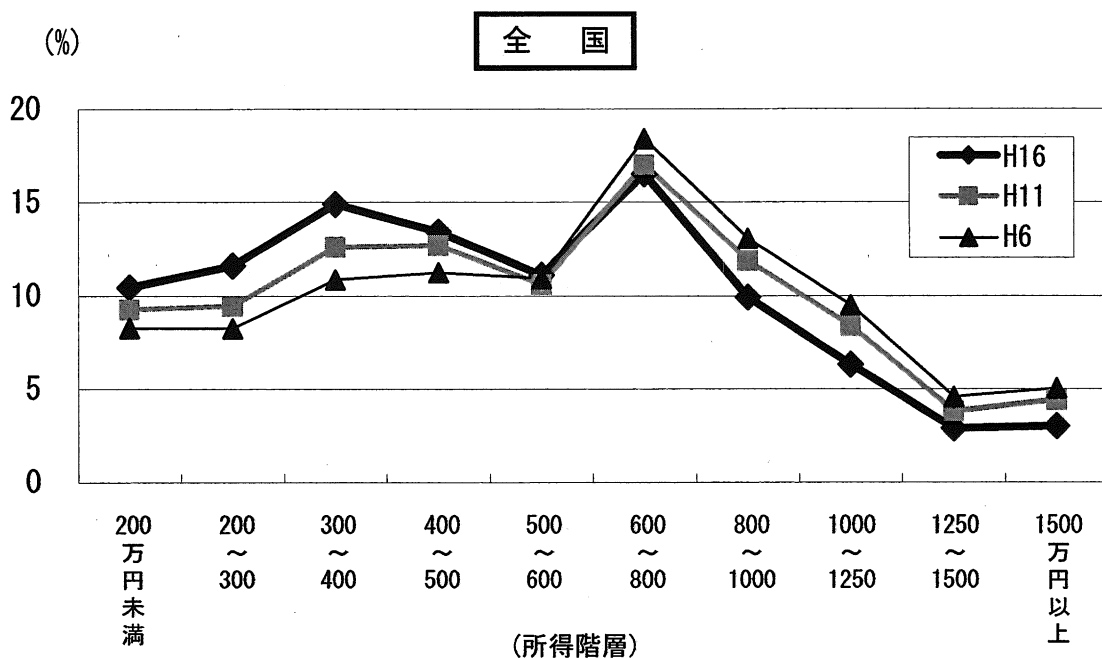
注 「10年後の東京」(平成18年12月 東京都)により作成。資料は、「通商白書2006」(経済産業省)、「留学生受入れの状況(平成17年版)」(日本学生支援機構)等より。

2 基幹税の当面の課題

個人所得課税を取り巻く状況

- ・ 所得階級別の世帯の分布をみると、10年前に比べて、低所得層の割合が増加している。

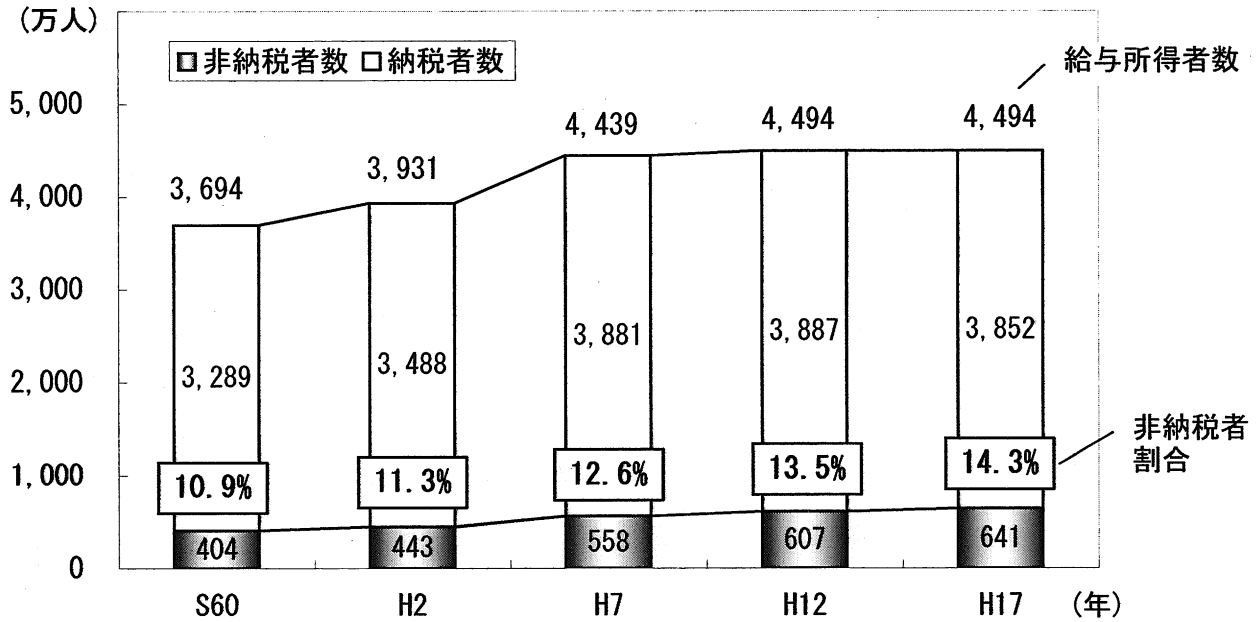
〈所得階級別 世帯の分布(平成6年, 11年, 16年)〉



注 「全国消費実態調査」(総務省)により作成。

- ・ 給与所得者は、個人所得課税の納税者の約8割を占める。「民間給与の実態調査結果」では、給与所得者数は10年間ほぼ横ばいで推移しているが、非納税者の割合は増加している。また、平均給与も減少傾向にある。

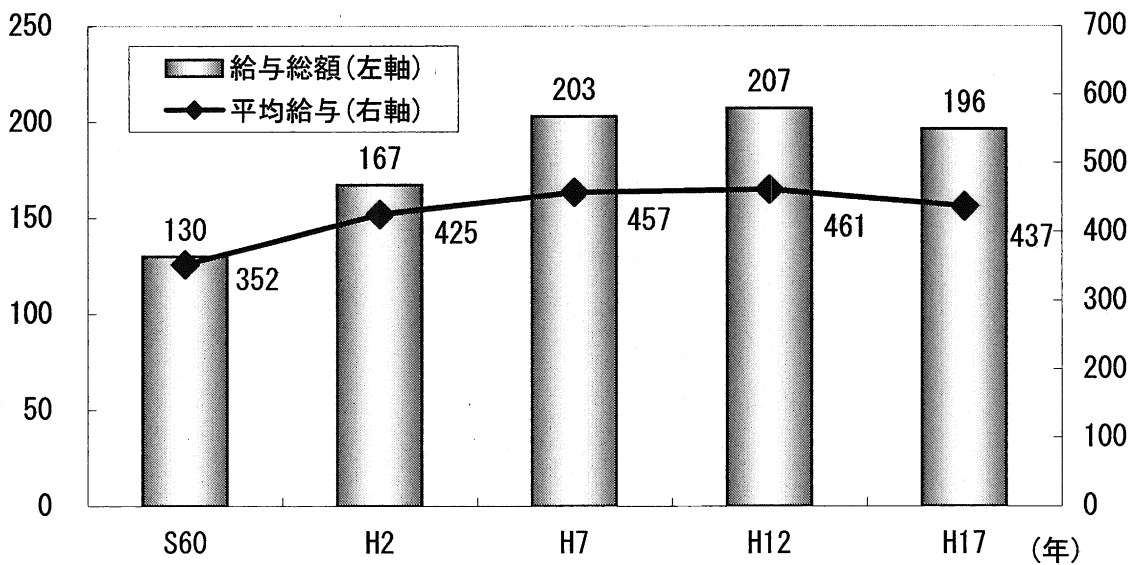
〈給与所得者における非納税者数の割合の推移〉



給与総額(兆円)

〈給与総額と平均給与の推移〉

平均給与(万円)



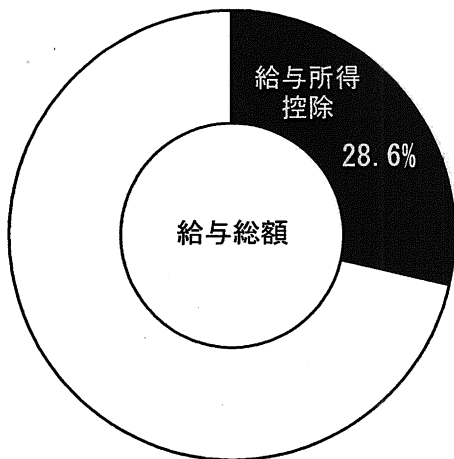
注1 「民間給与の実態調査結果」(国税庁)により作成。

2 端数処理の関係で合計が合わないことがある。

課税ベースの縮小

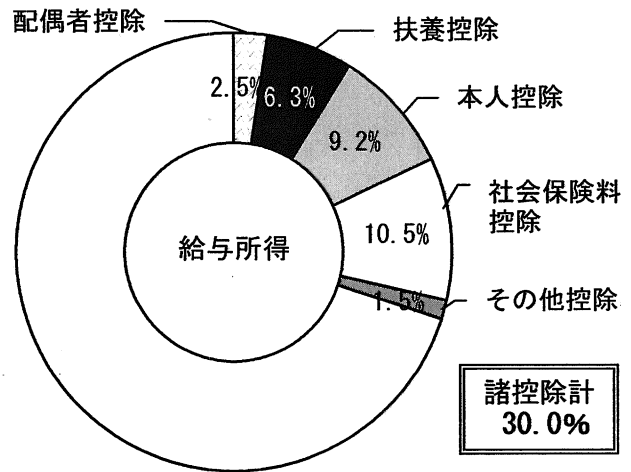
- ・ 給与総額に対する給与所得控除の割合は約3割である。また、給与所得控除後の給与所得に対する諸控除の割合も約3割である。
- ・ 金融所得については、時限措置として、優遇税制が設けられている。

〈給与総額に対する給与所得控除の割合〉



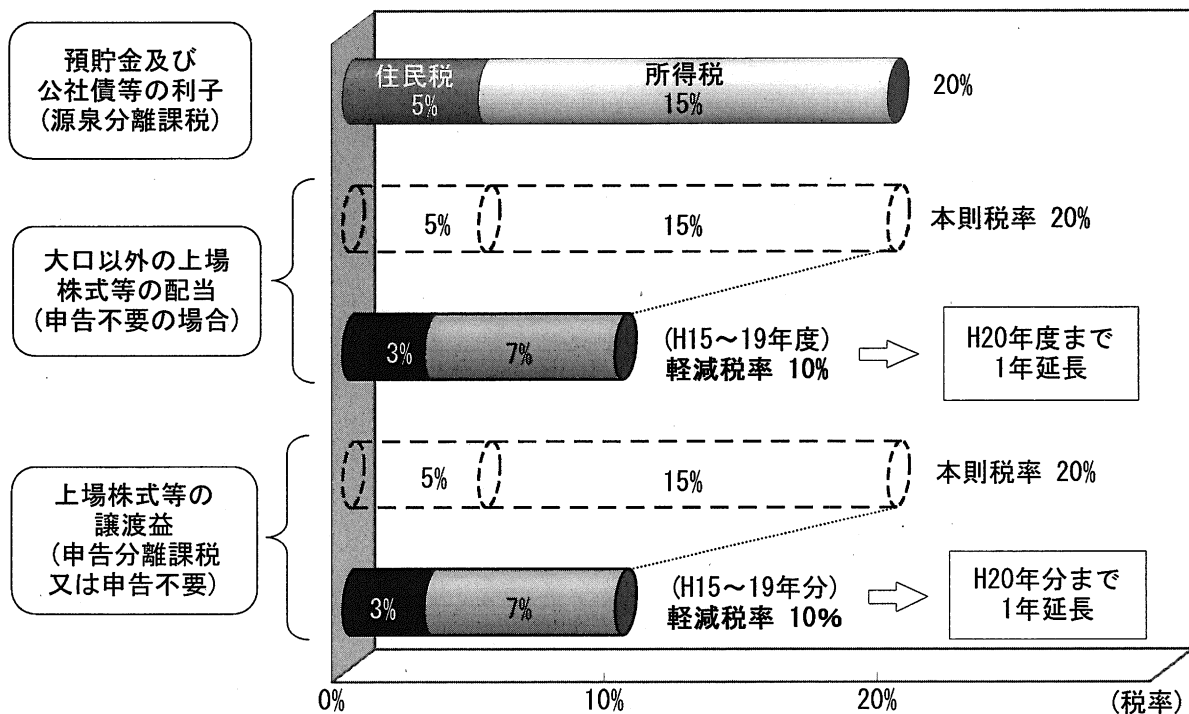
注 「財務省ホームページ」により作成。
平成17年度予算ベース。

〈給与所得(=給与総額-給与所得控除)に対する諸控除の割合〉



注 「民間給与の実態調査結果(平成17年度)」(国税庁)により作成。

〈主な金融商品の税率〉

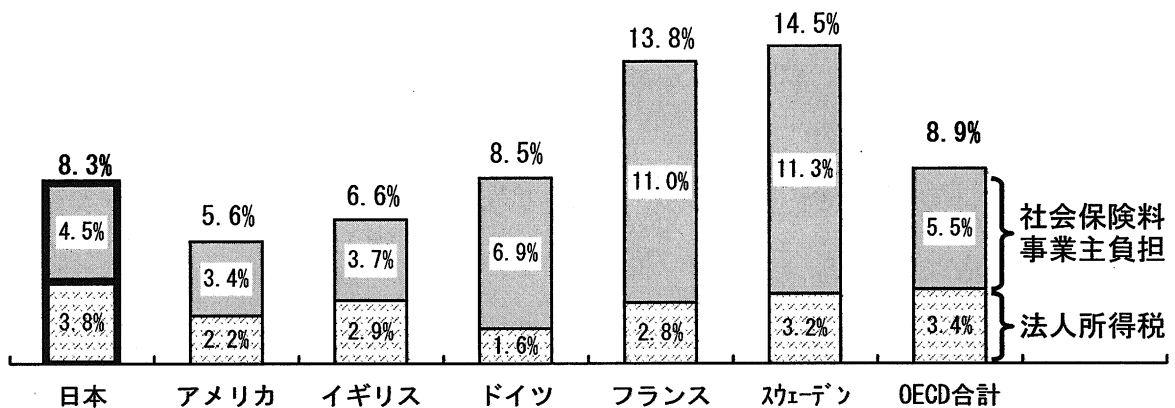


注 「政府税制調査会資料」により作成。

法人の負担

- ・ 日本における法人の負担(法人所得税と社会保険料の事業主負担の合計)の GDPに対する割合は、OECD諸国の平均を下回っている。
- ・ 日本は、諸外国と比べて、地方が歳出面で大きな役割を担っている。

〈諸外国の法人所得税と社会保険料の事業主負担(対名目GDP)〉

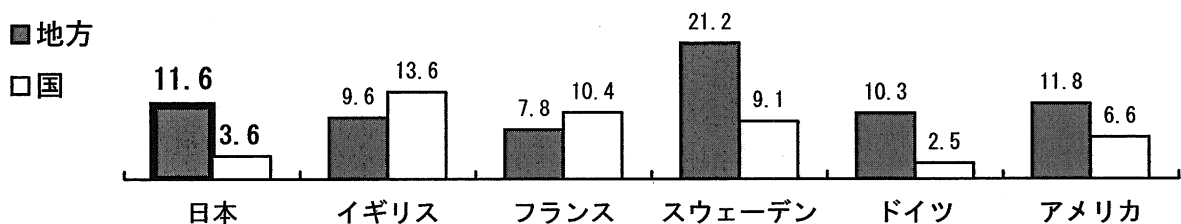


注1 計数は2004年。("Revenue Statistics 1965-2005" (OECD))

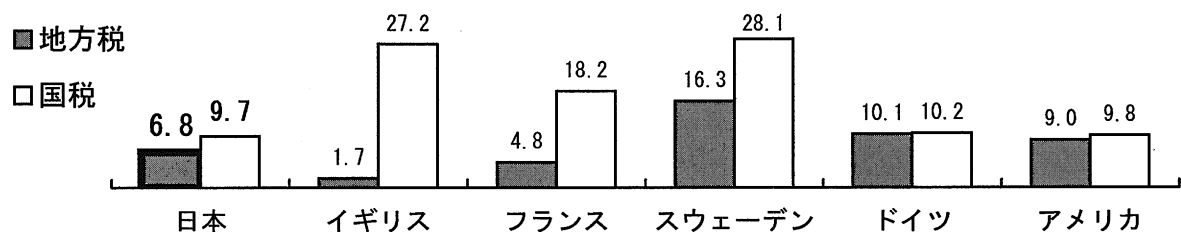
2 法人所得税、社会保険料事業主負担は、それぞれ名目GDPに占める割合を比較したものである。

〈歳出・歳入構成の国際比較(対GDP)〉

◎ 歳出構成の国際比較(社会保障基金を除く、%)



◎ 歳入構成の国際比較(%)



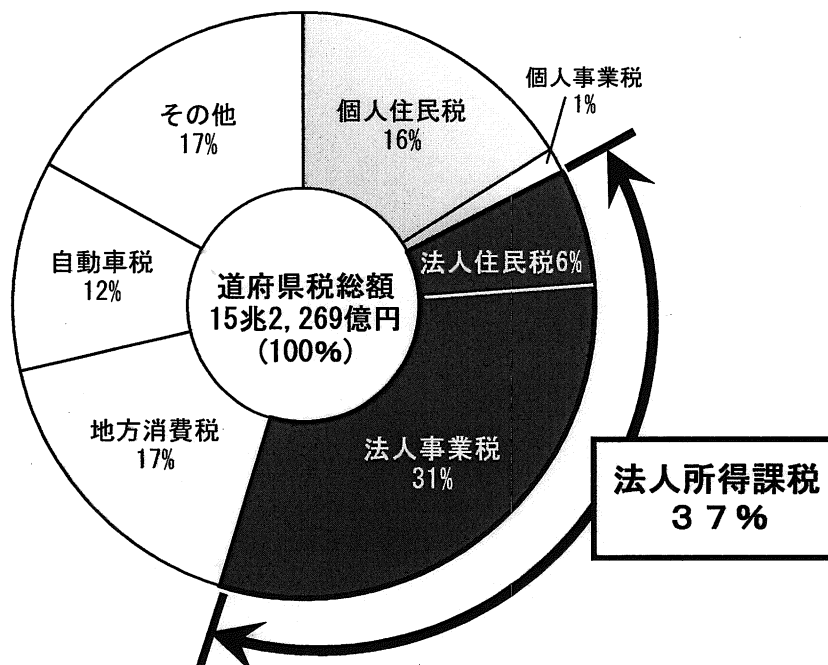
注1 計数は2004年。("National Accounts Detailed Tables Volume IV (1994-2005)", "Revenue Statistics (1965-2005)" (いずれもOECD))

2 歳出構成は、国・地方それぞれの最終消費支出と総資本形成の合計を名目GDPで割ったものである。

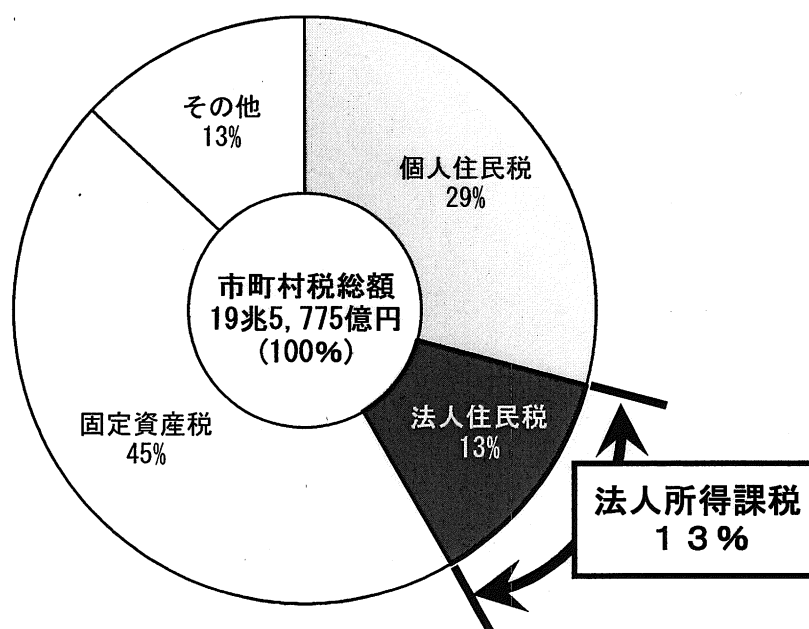
地方法人課税の税収

- ・ 地方法人課税は、都道府県においては税収の37%、市町村においては13%を占めており、基幹税の一つとなっている。

〈道府県税収入額の状況（平成17年度決算）〉



〈市町村税収入額の状況（平成17年度決算）〉



注 東京都が都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。

法人事業税の外形標準課税

- ・ 法人事業税の外形標準課税は、地方税収の安定化、応益税としての性格の明確化等を図るため、中小法人の負担に配慮しつつ、平成16年度に導入された。
- ・ 外形基準のうち、付加価値割は、変動係数が小さく、税源偏在の縮小にも効果がある。

<法人事業税の外形標準課税の概要>

対 象	資本金の額または出資金の額が1億円超の法人								
課税方式	<div style="text-align: center;"> <p>所得基準 3/4 外形基準 1/4</p> <p>法人事業税 = 所得割 + 付加価値割 + 資本割</p> </div> <p style="text-align: center;">※ 資本金等の額が1千億円を超える場合は、資本割の特例がある。</p>								
標準税率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 東京都の税率 (1.05倍の超過税率) </td> </tr> <tr> <td>所得割 7.2 %</td> <td style="text-align: center;">7.56 %</td> </tr> <tr> <td>付加価値割 0.48 %</td> <td style="text-align: center;">0.504 %</td> </tr> <tr> <td>資本割 0.2 %</td> <td style="text-align: center;">0.21 %</td> </tr> </table>		東京都の税率 (1.05倍の超過税率)	所得割 7.2 %	7.56 %	付加価値割 0.48 %	0.504 %	資本割 0.2 %	0.21 %
	東京都の税率 (1.05倍の超過税率)								
所得割 7.2 %	7.56 %								
付加価値割 0.48 %	0.504 %								
資本割 0.2 %	0.21 %								
特 例	外形標準課税の対象法人は、地方税法第72条の24の4(条例による外形課税の特例)の適用対象外								
適用期日	平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から								

<付加価値割が最も偏在度が小さい>

(単位 億円)

	平成17年度の法人事業税額				合 計
	所得割分	付加価値割分	資本割分	外形標準課税分 小 計	
東京都 (*)	4,872	1,156	750	6,779	10,982
	28%	27%	33%	28%	26%
全 国	17,502	4,268	2,262	24,033	42,047
変動係数	2.047	1.974	2.341		

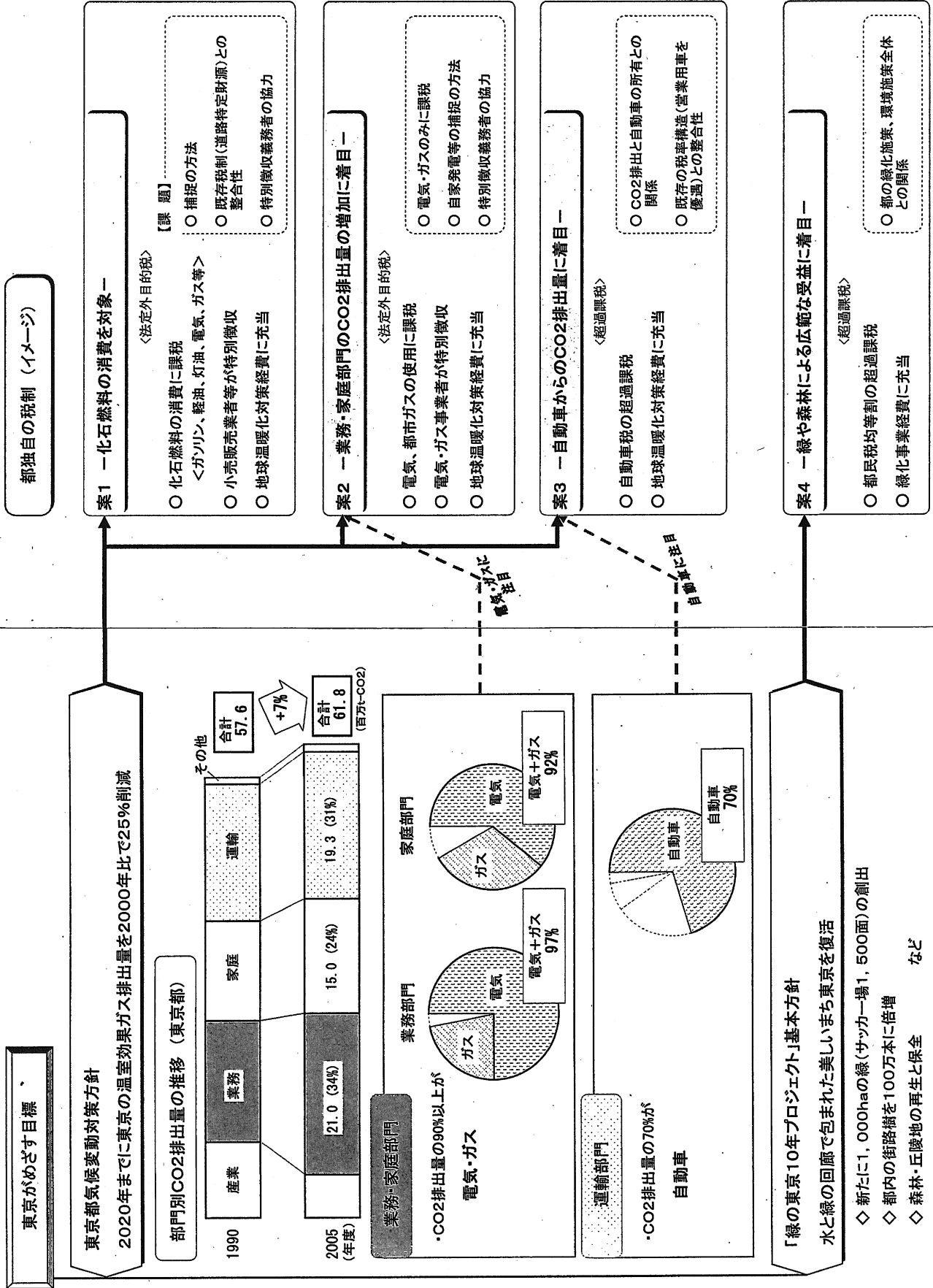
注1 変動係数は、各都道府県ごとの税収額のばらつきを表したものである。変動係数が大きくなるほど、ばらつきも大きくなる。

注2 変動係数は、東京都主税局において計算した。

注3 (*)は、東京都が全国に占める割合を示す。

3 東京の環境税制

都独自の環境税制



「緑の東京10年プロジェクト」基本方針

水と緑の回廊で包まれた美しいまち東京を復活

- ◇ 新たに1,000haの緑(サッカー場1,500面)の創出
- ◇ 都内の街路樹を100万本に倍増
- ◇ 森林・丘陵地の再生と保全 など

都独自の税制 (イメージ)

案1 化石燃料の消費を対象

〈法定外目的税〉

- 化石燃料の消費に課税
 - <ガソリン、軽油、灯油、電気、ガス等>
- 小売販売業者等が特別徴収
- 地球温暖化対策経費に充当

【課題】

- 捕捉の方法
- 既存税制(道路特定財源)との整合性
- 特別徴収義務者の協力

案2 一業務・家庭部門のCO2排出量の増加に着目

〈法定外目的税〉

- 電気、都市ガスの使用に課税
- 電気・ガス事業者が特別徴収
- 地球温暖化対策経費に充当

【課題】

- 電気・ガスのみで課税
- 自家発電等の捕捉の方法
- 特別徴収義務者の協力

案3 自動車からのCO2排出量に着目

〈超過課税〉

- 自動車税の超過課税
- 地球温暖化対策経費に充当

【課題】

- CO2排出と自動車の所有との関係
- 既存の税率構造(営業用車を優遇)との整合性

案4 一緑や森林による広範な受益に着目

〈超過課税〉

- 都民税均等割の超過課税
- 緑化事業経費に充当

【課題】

- 都の緑化施策、環境施策全体との関係

都の気候変動対策、緑施策の取組状況

〈平成18年12月策定〉

「10年後の東京」

- オリンピックが開催される2016年の東京の目指すべき姿と、それに向けた政策
- 都市戦略を実効あるものとするため、10年後に向けた目標を示し、今後の政策
- 「10年後の東京」の実現に向けて、全庁的な推進体制の整備

〈平成19年1月設置〉

環境都市づくり戦略合同会議

カーボンマイナス都市づくり推進本部

〈平成19年6月策定〉

東京都気候変動対策方針 （「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」基本方針）

■ 東京がめざす目標

2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減

■ 5つの方針

- 方針Ⅰ：企業のCO2削減を強力に推進
 - ◇ 大規模CO2排出事業所に対する削減義務と排出量取引制度の導入
- 方針Ⅱ：家庭のCO2削減を本格化
- 方針Ⅲ：都市づくりでのCO2削減をルール化
- 方針Ⅳ：自動車交通でのCO2削減を加速
- 方針Ⅴ：各部門の取組を支える、都独自の仕組みを構築
 - ◇ CO2排出量取引制度の導入
 - ◇ 中小企業、家庭の省エネ努力を促進・支援する制度の構築
 - ◇ 都独自の「省エネルギー促進税制」の導入を、減免、課税の両面で検討

展開の方向性を示す「都市戦略」として策定
展開を図る

（目標のうち、気候変動対策、緑施策に係るもの）

- ・ 世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する
- ・ 水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる

緑の都市づくり推進本部

〈平成19年6月策定〉

「緑の東京10年プロジェクト」基本方針

■ 東京が目指す姿

水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活

- ◇ 新たに1,000haの緑（ササガケ一帯1,500ha）の創出
- ◇ 都内の街路樹を100万本に倍増
- ◇ 森林・丘陵地の再生と保全 など

■ 4つの方針

- 方針Ⅰ：都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」を展開
 - ◇ 東京に「寄附文化」を育む新たな緑の募金制度の創設
- 方針Ⅱ：街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実
- 方針Ⅲ：校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり
- 方針Ⅳ：あらゆる工夫による緑の創出と保全
 - ◇ 屋上・壁面、鉄道敷地、駐車場、その他あらゆる都市空間の緑化で
合計400haの緑を創出